

企画競争評価基準書

1. はじめに

本基準書は「児童相談システム設計・開発業務」の調達に係る受託者選定のための審査・評価方法を定めたものである。

2. 評価実施要領

企画競争実施委員会を設置し、同委員会において提案者から提出された提案書類について、別添1「企画競争評価項目一覧」により審査・評価を行う。

- ① 提案者から提出された提案書類について、別添1「企画競争評価項目一覧」により総合的に審査・評価を行う。
- ① 委員各自が審査・評価を行い、全ての委員の評価結果の平均を評価点とする。
- ② いずれかの委員が提案書の審査結果を「失格」と判断し、審査会で審議した結果、「失格」と認められた場合は、当該提案書を「失格」とする。

3. 評価点の評価方法

評価点は、以下の評価方法に従って審査・評価を行う。

- ① 提出書類について、「提案書作成要領」の記載事項を全て満たしていることを確認できた場合を「合格」とし、確認できない場合は、当該提案書を「失格」とし、その後の評価は行わない。
- ② 提案書の記載内容について、別添1「企画競争評価項目一覧」の「評価区分」において「必須」とした項目について、評価基準を全て満たした場合を「合格」とし、一つでも評価基準を満たしていない場合は、当該提案書を「失格」とし、その後の評価は行わない。
なお、必須項目の確認に当たっては、文書による意思表示だけにとどまり、根拠、実現方法等が不明確である場合も「失格」とする場合がある。
- ③ 上記で「合格」とした提案書については、別添1「企画競争評価項目一覧」の「評価区分」において「加点」とした項目に対して、以下に示す採点基準に従って採点する。各加点項目の点数の合計を評価点とする。

表 1 加点項目の採点基準

評価	採点基準	得点		
		最重要	重要	一般
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの	80	40	20
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの	60	30	15
C	具体性及び実効性があると認められ、標準的に評価できるもの	40	20	10
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるもの、または、やや劣るもの	20	10	5
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないもの、または、特に劣るもの	0	0	0

- ④ 別添 1「企画競争評価項目一覧」の「機能要件」および「非機能要件」の評価項目については、以下に示す採点基準で評価を行う。

(1) 機能要件の採点方法

別添 1「企画競争評価項目一覧」の「機能要件」については、機能要件対応表により、以下に示す採点基準で評価を行う。

ア. 機能要件（必須）の採点方法

- ① 必須の機能要件について、下表に示す採点基準に従って採点する。なお、機能要件対応表の「機能確認」において全て「実現可能」の場合は基礎点として 10 点を与える。

表 2 機能要件（必須）に対する採点基準

評価	採点基準	配点 (機能要件単位)
A	実現可能 (◎)	2
B	カスタマイズで実現可能 (○) ・ 本市が示した要件との適合性が高いもの ・ 画面操作イメージ等により提案内容の実現性、妥当性が確認できるもの ・ IT スキルが高くない職員でも利便性の高いものが期待できるもの	1
C	カスタマイズで実現可能 (○) ・ 本市が示した要件との適合性が低いもの ・ 画面操作イメージ等により提案内容の実現性、妥当性が確認できないもの ・ IT スキルが高くない職員による利用が困難なもの	0
失格	カスタマイズで実現可能 (○) ・ 本市が示した要件との適合性がないもの ・ 画面操作イメージ等の記載がないもの 代替案で実現可能 (△)、又は実現不可 (×)	失格

機能要件（必須）に係る加点＝

機能要件（必須）に係る得点配分（90 点）×（配点の採点合計/配点の満点（158 点））

- ② 機能要件（必須）に係る加点と機能要件（必須）に係る基礎点の合計点を機能要件（必須）に係る評価点とする。

機能要件（必須）に係る評価点（100 点満点）＝
機能要件（必須）に係る加点（90 点満点）＋機能要件（必須）に係る基礎点（10 点）

イ．機能要件（任意）の採点方法

- ① 任意の機能要件について、以下に示す採点基準に従って採点する。

表 3 機能要件（任意）に対する採点基準

評価	採点基準	配点（機能要件単位）		
		重要度		
		高	中	低
A	実現可能（◎）	8	4	2
B	カスタマイズで実現可能（○） ・本市が示した要件との適合性が高いもの ・画面操作イメージ等により提案内容の実現性、妥当性が確認できるもの ・IT スキルが高くない職員でも利便性の高いものが期待できるもの	4	2	1
	代替案で実現可能（△） ・画面操作イメージ等により提案内容の実現性、妥当性が確認できるもの ・別の機能等による代替運用が本市として許容できるもの			
C	カスタマイズで実現可能（○） ・本市が示した要件との適合性が低いもの、又は適合性がないもの ・画面操作イメージ等により提案内容の実現性、妥当性が確認できないもの ・IT スキルが高くない職員による利用が困難なもの	0	0	0
	代替案で実現可能（△） ・画面操作イメージ等により提案内容の実現性、妥当性が確認できないもの ・別の機能等による代替運用が本市として許容できないもの			
	実現不可（×）			

機能要件（任意）に係る加点＝
機能要件（任意）に係る得点配分（160 点）×（配点の採点合計/配点の満点（280 点）

(2) 非機能要件の採点方法

別添1「企画競争評価項目一覧」の「非機能要件」については、非機能要件対応表により、以下に示す採点基準で評価を行う。

ア. 非機能要件（任意）の採点方法

① 任意の非機能要件について、以下に示す採点基準に従って採点する。

表 4 非機能要件（任意）に対する採点基準

評価	採点基準	配点（機能要件単位）		
		重要度		
		高	中	低
A	・ 提案内容として本市が示した要件との適合性が高いもの ・ 具体的な実現方法等が示されていることにより提案内容の実現性、妥当性が確認できるもの	8	4	2
B	・ 提案内容として本市が示した要件との適合性が一定程度（部分的にやや劣る）であるもの ・ 具体的な実現方法等が示されていることにより実現性、妥当性が一定程度確認できるもの	4	2	1
C	・ 提案自体がないもの ・ 提案内容として本市が示した要件との適合性が低い、又は適合性がないもの ・ 具体的な実現方法等が示されているものの、実現性、妥当性が確認できないもの ・ 提案内容が本市として許容できないもの	0	0	0

非機能要件（任意）に係る加点＝

非機能要件（任意）に係る得点配分（80 点）×（配点の採点合計/配点の満点（14 点））

以上